

申請に必要なもの ※DL可は、市ホームページやこしが子育てネットからダウンロードできます

※兄弟で同時手続の場合、勤務（内定）証明書など証明書類は、原本1部で、それ以外はコピーでも構いません

※書類は、**児童1人につき1枚**提出してください。

必要なもの ※書類は返却できません。証明書類は、発行から3か月以内のものを提出してください。	
全員	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書(兼)確認票 DL可
①～⑧該当するものいずれかを提出	<input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類（保護者全員分(父母分)） ※発行から3か月以内のものを提出してください ※不規則勤務の方はシフト表3か月分を提出してください ① 就労(予定)している方 勤務(内定)証明書(所定用紙) DL可 ※「就労証明書の標準的様式(国様式)」での提出も可能です。 市ホームページからダウンロードできます。 ※自営・在宅勤務の方、経営者が自身または親族の方、内職の方は、加えて右下の解説に書かれたものも提出 ※月64時間に満たない就労をされている方 ⇒継続して教育・保育給付認定を受けるためには、基準を満たす就労等をした後、認定月の翌月15日までに勤務証明書等を再度提出する必要があります。このため、認定期間は3か月です。 ② 求職活動中の方 求職活動状況報告書(活動していない場合は不要) DL可 ※認定期間は3か月となります。 ※継続して教育・保育給付認定を受けるためには、認定月の翌月15日までに勤務証明書等を子ども育成課に提出してください。 ③ 育児休業取得中の方 ① 該当する書類と在園証明書 ※育児休業取得以前に就労等により在園している方のみ ④ 出産予定のある方 母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー) ※認定期間は出産予定月を基準に前2か月から、出産日を基準に後8週の翌日が属する月末までとなります。 ⑤ 学校に在学中の方 在学証明書と時間割表 ⑥ 看護・介護をしている方 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照) ⑦ 病気の方 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの) ⑧ 心身に障がいのある方 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)
	祖父母の勤務証明書は不要です。 自営・在宅勤務の方、経営者が自身または親族の方、内職の方 勤務(内定)証明書に加えて次のものを提出してください。 就労状況(予定)申告書 DL可 + ・自営業中心者の場合 営業許可証・開業届・請負契約書・受注表等(いずれかのコピー) ・自営業協力者の場合 最新分の確定申告書・給与明細書等(3か月分)(いずれかのコピー)

※申請書類に虚偽があった場合、認定を取り消し、利用継続ができなくなる可能性があります。

※添付書類は一度提出されますと返却しません。必要な方はコピー等の控えをとった上で提出してください。

※提出された勤務(内定)証明書等の内容は、市と各施設で共有します。